

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(有)忍谷建設	代表取締役 忍谷 桂司	安来市黒井田町 397-5	令和2年5月29日から 令和2年6月11日まで (2週間)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、松江県土整備事務所が発注した「安来伯太日南線(佐久保工区)防災安全交付金(交通安全)工事(2月補正)第1期」において、元請負人として工事に携わった。令和元年12月6日、バックホウの横にいた下請けの交通誘導員にキャタピラー部分が接触する労災事故が発生し、右足多発性外傷(右足の親指、人差指等の骨折)により入院、3ヶ月以上の休業が必要となった。

松江労働基準監督署は貴社に対し、車両系建設機械による作業に瑕疵があったとして、労働安全衛生法第20条第1項に違反するとして、令和2年2月27日に是正勧告を行った。

このことは「安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱」別表第1第8号に該当する。なお、指名停止措置の期間は2週間とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第1 第8号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 市内工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2月以内